

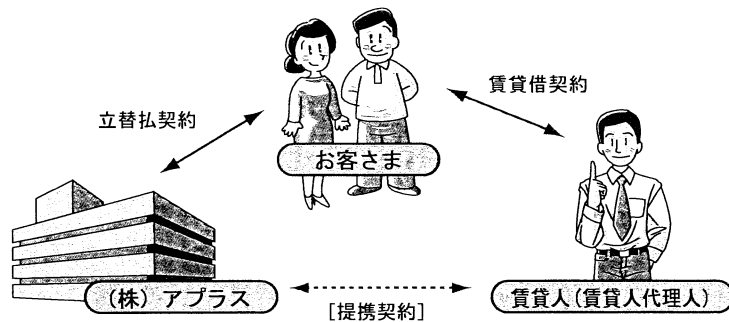
家賃サービス契約について

1. 本書面と申込書兼契約書はよく読みましょう

- 契約内容を明らかにした書面(以下「申込書兼契約書」といいます)をよくお読みください。
- 「申込書兼契約書」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 「本書面」と「家賃サービス申込書兼契約書のコピー」は大切に保管してください。

2. 家賃サービスのしくみ

この家賃サービスは、三者間の取引です。



- お客さまがこの家賃サービスを利用して賃貸借契約を締結された場合、賃貸借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。お客さまは賃貸借費用等をアプラスの口座振替のしくみを利用して、アプラスにお支払いいただくこととなります。
- つまり、上の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約を結ぶこととなります。
- 家賃サービス契約に関して、お客さまの情報が個人情報機関に「カード商品」または別途個人情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。

3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。
(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新されるときは…

- 賃貸借契約の期間満了後も引き続きお住まいになる場合は、賃貸借契約満了月の前月までに賃貸人より更新内容の確認書が交付されます。

5. 賃貸借契約を解約(終了)されるときは…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃貸物件を明渡されるときは、明渡し予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

お願い

新しい電話番号が決定しましたら…
クレジットセンター (03) 6739-1066までご連絡をお願いします。

ご注意

1. 契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客様に支払いの責任がございます。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。
2. ご住所を変更される場合は、事前にアプラスへご連絡ください。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…



家賃のお支払い等に関するお問合せは

●クレジットセンター 〒130-0013 東京都墨田区錦糸1丁目2番1号 アルカセントラル20階 ☎(03) 6739-1066

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・利用の同意)
(1)申込者(契約者を含む。以下「私」といいます)は、株式会社アプラス(以下「会社」といいます)が立替払契約の申込みを含む。以下「私」といいます)ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のために、以下の各号の個人情報を(以下「個人情報」といいます)を保護措置を講じたうえで収集・利用することおよび以下の会社の関連会社(以下「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。
①申込者(契約者を含む)の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先、家族構成、
②会社所定の申込書に私が記載した氏名、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先、家族構成、
③私から通知を受け取る等により知り得た要領事項を含む)
④本契約に関する契約の種別、申込日、契約日、支払方法等の「契約情報」、
⑤本契約に関する支払いのための口座情報、利用開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に關する「取引情報」
⑥私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力判断のための情報」

【個人情報保護委員会に提出する会社に関する同意事項】
●社名:株式会社アプラス(アプラス)
●住所:大阪府中央区南船場一丁目17番26号
●社名:株式会社アプラス(アプラス)
●住所:大阪府吹田市豊津町9番1号
(共同利用における管理責任事業者名称:株式会社アプラス)
(2)私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないことを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書(以下「本人確認書類」といいます)の写しを写し、または会社が住居履歴の写し等を徴収すること、本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
(3)私は、会社が、本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
(4)私は、個人情報、契約終了後5年間保有するものとし、ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによるものとし、
(5)私は、表記責任人もしくは貸借代理人(集合者)が私との貸借借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②の個人情報を提供することにより、私の個人情報を提供することに同意します。

第2条 (個人情報の送信・開示等の同意)
(1)私は、会社が、会社の「ショッピングセンター」事業「カード事業」「集合代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社が定めた記載されている事業における以下の目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
②市場調査、商品開発のために利用する場合。
③書面やその他の媒体(電話を含む)による宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する活動のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
(2)私は、関連会社が、前項各号に定める目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。
(3)私は、会社が、会社の親会社、子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施することに同意します。

第3条 (個人情報情報機関の利用)
(1)私は、個人情報情報機関(以下「情報機関」といいます)および加加盟機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加加盟機関の加盟会員によって登録される情報、資金調達会から登録を依頼された情報、個人情報および加加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、割賦販売法第39条等により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
(2)私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、加加盟機関に下表に定める期間登録され、加加盟機関および提携機関の加加盟員により利用されること(以下「与信判断」といいます)に同意します。
(3)加加盟機関の名称・住所・問合せ情報(以下「加加盟機関」といいます)は、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
①名称:株式会社シー・アイ・シー (略称C I C)
住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F
電話番号:フリダイヤル 0120-810-414
URL: http://www.cic.jp
②名称:株式会社日本信用情報機構 (略称J I C C)
住所:〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル
電話番号:フリダイヤル 0120-441-481
URL: http://www.jicc.co.jp

Table with 4 columns: Item, Company Name, CIC, JICC. It details data sharing periods for credit assessment (CIC: 6 months, JICC: 6 months or longer) and loan agreement periods (CIC: 5 years, JICC: 5 years).

加加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、登録先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸借日、契約金額、借付金額、返済回数、返済日、返済予定額、返済日、返済等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証記録、強制解約、破産申請、破産清算等)となります。また、これらの項目以外に、与信判断、保証記録に関する苦情を受け付け調査である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出の本人申告情報が登録されます。
(4)提携機関の名称・住所・電話番号等は以下のとおりです。
名称:全国銀行個人信用情報センター(略称全国銀)
住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-321-
URL: http://www.zenginkyo.or.jp/pcc/index.html
※全国銀の加盟員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払を延滞等した事実」となります。

第4条 (個人情報の預託等の同意)
(1)私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収

集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
(2)私は、会社が債権管理回収業務に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

- 【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】
●名称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
●名称:アルファ債権回収株式会社
住所:〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー-8階

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)
(1)私は、会社および第3条で記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
①会社に開示を求める場合には、第10条に記載の窓口または各支店・各営業所、もしくは各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきまは、会社のホームページに掲載しております。
②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。

(2)前項に基づき会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすまやかに訂正または削除に応じるものとします。
第6条 (私法不同意の場合の措置)
私は、本条第1項において必要な記載事項(契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があります。
第7条 (利用中止の申出)
私の申し出た範囲内で会社が当該情報を利用している場合であっても、私が利用中止の申出をした場合は、会社はそれ以降の利用を中止する措置をとるものとします。ただし、会社が送付する「ご返送予定表」等に同封する封入物の送付中止の申出はできません。
第8条 (返済が不成立の場合の同意)
私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の返済または支払能力の両方に付し、加加盟機関が第3条記載の期間登録し、加加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第9条 (事項の変更)
本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
第10条 (個人情報の取扱いに関する問合せ等)
個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは先下記のとおりです。
住所:大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号:06-6368-7377
URL: http://www.aplus.co.jp/

お申込みの内容 ※契約成立後は、契約条項となります。

【立替払契約条項】
申込者(契約者を含む。以下、「私」といいます)は、株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)と(契約で私または以下の入居者(以下、「入居者」といいます)が表記の貸借人(以下「貸借借人」といいます)との間で締結する表記の貸借借申込内容記載の貸借借契約(以下、「貸借借契約」といいます)に基づき、私または入居者が貸借借人に対して支払う表記の月額貸借借費用(以下、「貸借借費用」といいます)等の立替払について、次のとおり立替払契約を締結します。
第1条 (立替払)
(1)私は、入居者は、貸借借人との間で締結した貸借借契約に基づき、貸借借人に対して支払う貸借借費用を会社が立替払すること(以下「立替払」といいます)を委託するものとします。なお、貸借借費用を会社が表記貸借借人代理人(以下「代理人」といいます)に指定されている場合には、私または入居者は、会社が表記貸借借人代理人に立替払することを委託するものとします。(2)前項のとおり表記貸借借契約における水道・ガスその他の使用料(以下、「水道・ガス料金等」といいます)を本契約の対象とすることができるものと、その場合、私または入居者は会社に対して水道・ガス料金等の立替払を委託するものとします。なお、この場合の立替払は、貸借借人または集合者から会社に通知があった額とします。また、本契約において、「貸借借費用」「水道・ガス料金等」の両方を指すときは、以下「貸借借費用等」といいます。
(3)本契約は、私または入居者と貸借借人との間で締結した貸借借契約が成立し、かつ本契約の締結について、会社が所定の手続きをもって承認し、会社が貸借借人または集合者に承諾の旨を通知したときに成立し、表記の貸借借契約の期間満了日まで存続するものとします。なお、私に対する会社の承諾の通知については、貸借借人または集合者が私に対して行うものとします。
(2)私または入居者と貸借借人との貸借借契約が更新される場合は、更新する期間については有効であるものとします。(3)私が、表記の貸借借契約に定める期日までに申出を行わないときは、会社は貸借借人または集合者から通知された条件下で貸借借契約を更新されたものとして取扱うものとします。また、前項により、会社が本契約の更新をしたときは、当該貸借借契約の条件による貸借借費用の立替払は、本契約が更新されたものと、私はこれに異議のないものとします。なお、私、会社から貸借借契約の更新・貸借借条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。
第3条 (貸借借費用等の立替払)
(1)会社は、第1条に基づき貸借借人または集合者に対して、貸借借費用のうち立替借費用合計(以下「立替借金」といいます)および水道・ガス料金等を毎月末日立替借金とするものとします。(2)前項の立替借金日について、会社と貸借借人または集合者との間の取り決めにより支払期日を変更できることを、私は異議なく承諾します。
第4条 (立替借金の返済)
私は、会社に対して、立替借金および水道・ガス料金等に表記月額事務手数料を加えた月額貸借借費用合計(以下、これを合算して「弁済金」といいます)を表記支払日に私の指定する支払口座から口座振替の方法で支払うものとします。
第5条 (初回事務手数料)
私は、初回事務手数料として、表記記載の金額を会社に支払うものとします。
第6条 (貸借借費用の変更)
私および入居者は、貸借借期間中に次の各号に定める事由により貸借借費用が変更されたときは、会社は立替借金を貸借借費用として当然変更し、貸借借人または集合者から会社に通知があったときに成立することを承諾します。なお、特に重要契約書の取り交わしが行われない限り、本条項の貸借借費用の改定②新たな貸借借費用の発生もしくは消滅③消費税法

第7条 (債権譲渡)

(1)私または入居者は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務を担保するため、私または入居者が貸借借人に対して、現在行、または将来有する次の各号の債権を会社に譲渡するものとします。①貸借借物件の明渡しに返還を受けることを条件として、私または入居者が貸借借人へ預託した敷金・保証金その他の金員の返還請求権。②貸借借物件明渡しの翌日以降の未貸借期間相当の日割賃借借費用等の返還請求権。(2)私または入居者は、前項に基づく債権譲渡に限り、貸借借人に対して行う債権譲渡通知の権限を会社に付与するものと、会社の承諾がない限り、この権限を取消または撤回いたしません。

第8条 (届出事項の変更)

(1)私および入居者は、会社に届出した氏名・住所・電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく書面をもって会社に通知するものとします。(2)私および入居者は、前項の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合、会社から通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議のないものとします。ただし、前項の変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
第9条 (費用等の負担)
私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②会社が会社に対する弁済金の支払いを滞りなく行い、会社が滞りなく弁済を送付する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき630円(うち税30円)。③会社が私の都合により訪問集金したときは、1回につき1,050円(うち税50円)。④会社が私に対して、書面にによる催告をしたときは、当該催告に要した費用。⑤本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全に要する費用。⑥私が会社に支払う費用について消費税率が課せられる場合は、私が消費税等を負担するものとします。
第10条 (紛争)
(1)私は、貸借借契約に関し、貸借借人または集合者との間で紛争が生じた場合は、すべて私および入居者と貸借借人または集合者との間で解決するものとし、会社に対する弁済金の支払を免れることはできないものとします。(2)私または入居者が、貸借借契約に関し、貸借借人または集合者に対して、貸借借費用等の支払債務を主張する正当な事由が存し、貸借借人または集合者に対する支払を停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する貸借借費用等について、貸借借人または集合者に対する立替借金の停止は会社に依頼することができるとするものとします。
(3)私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、貸借借人または集合者に貸借借費用等を立替借金とした場合は、当該立替借金について、会社に対する弁済金の支払いを免れることができずものとします。

第11条 (遅延損害金)

私が会社に対する弁済金の支払いを滞りさせたときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
第12条 (貸借借契約の終了)
(1)私または入居者と貸借借人との貸借借契約の解除または解約もしくは貸借借期間の満了等により、貸借借契約が終了するときは、私は貸借借人に対し貸借借契約書に定める期日までに通知するものとします。(2)私は、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、貸借借人または集合者に対して、貸借借費用等を立替借金とした場合は、私は会社にに対する立替借金に対する弁済金の支払いを免れることができずものとします。
第13条 (本契約の解除)
(1)私が、次の各号のいずれかに該当したときは、会社からの通知・催告なしに、会社はいづれでも本契約を解除することができるものとします。①本契約に基づく弁済金の支払いを滞りさせたとき。②貸借借契約が解除またはその他の事由により終了したとき。③強制執行・保全処分または滞りなく受けたとき。④破産・民事再生手続・特別清算・会社更生の申立があったとき。⑤死亡したとき。⑥自ら振出した手形・小切手等が不渡りとなったとき。⑦会社が負担する他の支払債務に、期間の利益を喪失したとき。⑧その他、借付状況が著しく悪化したとき。(2)貸借借人または集合者が変更された場合、またはその他の事由が生じた場合、本契約を解除することができるものとします。
第14条 (返還金等の弁済)
(1)会社が、第7条第1項に基づき、私または入居者から譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無にかかわらず、私または入居者に通知することなく、会社において貸借借人から譲受債権に基づく返還敷金等を直接受領し、本契約の債務の弁済に充当することができるものとします。(2)前項において、会社が返還敷金等を本債務に充当した場合に、剰余金が発生した場合は、会社から私または入居者に返還されるものとしますが、返還敷金等を本債務に充当しても不足が生ずる場合は、私は会社に対して不足額を弁済するものとします。
第15条 (弁済金の延滞に伴う取扱い)
(1)私が、会社に対する弁済金の支払いを滞りさせた場合は、貸借借人または集合者から貸借借契約に基づく貸借借費用等の支払債務を不履行したものと取扱われ、異議のないものとします。またその取扱いには会社の貸借借費用等の立替借金の無にかかわらないものとします。(2)前項の場合、私および入居者は、私の会社に対する弁済金の滞り状況について、会社が貸借借人または集合者に対して通知しても、何ら異議のないものとします。

第16条 (合意管轄裁判所)

私および入居者は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかなにかかわらず、会社の本社・各支店・各営業所・各センターを管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第17条 (本書面)

本書面に記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「お申込みの内容」を確認の上、承諾いたしましたので、署名捺印いたします。

年 月 日

氏名

【問合わせ相談窓口】
1. 貸借借契約についてのお問合わせ、ご相談は表記貸借借人または集合者にご連絡ください。
2. 立替借金日についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプラスにご連絡ください。
株式会社アプラス クレジットセンター
〒130-0013 東京都墨田区錦糸1丁目2番1号 アルカセントラルビル20階
TEL. (0570)064-263